

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2021年1月6日現在

～2021年1月5日

2021年1月6日～

[V14.8 \(2020.12.14\)](#)

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

第1章 総則

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
3 SDPF	<p>データ利活用に関するビジネスを支援するプラットフォーム。</p> <p>SDPFサービスには、別冊に定める以下のサービス（以下、「別冊に定める各サービス」といいます）を含みます。 (https://ecl.ntt.com/kiyaku/)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Enterprise Cloud1.0サービス ・ Enterprise Cloud2.0サービス ・ Flexible InterConnectサービス ・ Professional Support Services ・ Distributed Secure Internet GateWayサービス

[V14.9 \(2021.1.6\)](#)

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

第1章 総則

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
3 SDPF	<p>データ利活用に関するビジネスを支援するプラットフォーム。</p> <p>SDPFサービスには、別冊に定める以下のサービス（以下、「別冊に定める各サービス」といいます）を含みます。 (https://ecl.ntt.com/kiyaku/)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Enterprise Cloud1.0サービス ・ Enterprise Cloud2.0サービス ・ Flexible InterConnectサービス ・ Professional Support Services ・ Distributed Secure Internet GateWayサービス ・ Super OCN Flexible Connect

[附則（令和2年12月25日 D P S 第00728478号）](#)

[この改正規定は、令和3年1月6日から実施します。](#)